

道営農業農村整備事業の面工事に係る事務取扱いの運用について

平成7年4月5日 設計第17号  
各支庁農業振興部長あて  
事業調整課長、設計課長

〔沿革〕平成16年4月16日設計第70号、25年10月16日事調第694号、28年12月14日第872号、  
31年4月15日第89号、令和2年3月30日第1527号、8年4月3日第29号改正

このことについて平成7年4月5日付け設計第16号で通知したところですが、次のとおり運用を定めたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 該当工種の考え方

暗渠排水、客土のほか、区画整理、草地整備、石礫除去、農地造成等発注後に施工箇所が変更になる可能性のある面工事を対象とすることができる。

2 適用の範囲の考え方

- (1) 当初施工予定箇所の工種が複数あり、この施工予定箇所が変更となる場合は、それぞれ同一の工種で、かつ、当初明示した面積の3割以内でなければならない。ただし、当初明示した工種毎の施工面積が10ha未満のときは3割を超えた場合も適用するものとする。
- (2) 当初施工予定箇所の面積の変更減が3割以内とし、変更増となる面積の限度については特に定めていないが、変更指示に係る概算金額の増減見込額、若しくは、変更後の設計変更に伴う請負代金額の増減見込額は「建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」に示す割合以内又は金額未満の変更以内での面積増の範囲とする。
- (3) 施工箇所の変更が当該契約地区内とは、以下のとおりとする。
  - ア 1地区で発注した場合は地区内全域とする。
  - イ 2地区を合併して発注した場合は、2地区の地区内全域とする。
- (4) 概算金額若しくは請負金額の増減見込額の考え方
  - ア 1回毎の変更手続きは増減差し引きとする。
  - イ 変更指示毎の累計は概算金額の増減絶対値の累計とする。

概算金額の変更例

当初契約	第1回変更	第2回変更
160,000千円 (限度額30%、48,000千円 かつ40,000千円未満)	減 2,000千円 増 9,000千円	減 34,000千円 増 1,000千円
1回毎の増減差引	増 7,000千円	減 33,000千円
増減額の累計	7,000千円	40,000千円 累計額が40,000千円以上 となるため一括処理及び設計変更

- (5) 本事務取扱いによる工期の変更はできないので、工期の変更を伴うような施工箇所の変更が生じないように留意すること。

### 3 その他

本事務取扱いは、営農計画の変更等により当初予定していた箇所が施工できないため、他の代替箇所を施工するものであり、増あるいは減のみの変更を想定しているものではない。したがって、施工箇所の減、増のみの場合は要領に基づき設計変更で対応すること。

### 4 特記仕様書記載例

- (1) 本工事においては、受益農家の営農計画の変更等があった場合、本地区内における施工箇所の一部を変更指示若しくは設計変更により、他のほ場に変更する場合がある。
- (2) 受注者は、各ほ場の施工着手前に変更の有無を監督員に確認するとともに受益農家から施工の中止あるいは変更等の申し出を受けた場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。

### 5 工事施工箇所変更調書記載例

別紙のとおり

工事名 ○○○○ ○○地区 ○工区

受注者	○○建設株式会社		
工期	着工 ○年○月○日 完成 ○年○月○日	変更理由	◎気象条件による ・営農計画の変更による
変更概要	概算金額増減見込額	100千円の減	
	変更するほ場番号及び面積	6-9 (4.54ha)	
	変更後のほ場番号及び面積	85-2 (4.37ha)	
その他 必要事項			

工事名 ○○○○ ○○地区 ○工区

受注者	○○建設株式会社		
工期	着工	○年○月○日	変更理由 ①気象条件による ・営農計画の変更による
	完成	○年○月○日	
変更概要	概算金額増減見込額	}	別紙による
	変更するほ場番号及び面積		
	変更後のほ場番号及び面積		
その他 必要事項			